

板倉家の亀山入封と石川家

はじめにー 歴博企画展「城主の交換転封ー備中松山と伊勢亀山ー」によせてー

転封^{てんぼう} (所替 / 領知替 / 国替) と近世の国制(幕藩制国家)

転封とは領域、すなわち地域を超えた歴史事象であり、当事者となる複数の大名家中はもとより、幕府の諸機構が関わって推移する。その過程を辿っていくと、確かに一領域に留まらない幕藩社会のメカニズムが覗いていた(拙稿「転封の世紀ー作法の形成ー」⇨亀山市史へ改訂寄稿)。

転封の理由と形態 懲罰(家中の混乱 / 百姓一揆など) vs 恩恵

いわゆる行政転封(幕府による大名配置策など)

交換転封 / 三方領知替<四方もあった> / 連鎖 / とぼっちり(?)

転封のネットワーク(地域から列島へ)

大名とは何か 領分の位置づけ → 動かない領分を横断する大名家中

1 板倉家の亀山入封ーその意味するところー

板倉家系譜外伝 一四 (板倉重徳家所蔵)

亀山の城は東に桑名の洋あり、西に鈴鹿の隄あり、東海道要害の地なり、今この城を賜ふ非常の恩遇なり、関宿ヨリ亀山へ所替ノ節、上意モ殊ノ外御^{ねんごろ}懇、先祖ノ勤功ヲ 思召レ、高五千石御加増被下、其上往還筋勢州亀山ノ城ヲ御預ケ被成下候ハ、謹ニ難有仕合ナリ、

[[領分の特性 / 家中の特性]]

京極丹後守身躰潰候付、大名ハ父子ノ間柄ノ心得別テ大切ナリ、京極身躰全ク父子ノ間ニ愛敬兼備セサル故ナリ (永井・石川・板倉家が連鎖的に宮津・淀・亀山へと領知を移動する遠因となったという認識) [転封の理由]

転封の申渡を受けた重常は三月二八日、父祖の城地へもどる暇を賜い、四月一五日に関宿着。翌一六日に当地に派遣された上使へ城を引き渡して江戸に帰り、一九日に江戸を発して四月晦日に亀山城を上使から受け取った。このように引渡と請取が同じ日ではなく、しかも城主自らが請取渡の現場にいたとすれば、これを寛文期の転封の特質といえるであろう。『九々五集』は板倉家の老中清水小右衛門の覚書を引いて、「殿様亀山へ西四月晦日五ツ時御着座、桜井庄助・村上孫八郎様・御請取」と記し、石川主殿頭は六ツ半時に上使と板倉左衛門に料理を進め、城の引渡を終えたのち亀山を発つたと記している(前掲拙稿)。

2 宝永七年¹⁷¹⁰の交換転封

亀山拾冊 「亀山御入部・御参勤・御帰城・年始五節句、其外御祝儀事」

一宝永七年寅正月廿六日、亀山江御所替被 仰付候段、同二月朔日三日半之飛脚ニ而鳥羽江申来候事、寅五月九日

一亀山町屋為宿割、御普請奉行山田新兵衛・御使番鈴木七兵衛・同荻野一平次・当分大目付伊東武左衛門、鳥羽罷立候事、

一諸事為御用、御勝手御用人松原九左衛門、小役人召連、右同日鳥羽罷立候事、同五月廿七日

一御城請取、一番立水野宗右衛門・粟生新助、其外一番立之面々亀山町宿江、夫より追々致着候事、同六月三日

^(板倉重治)
一 新十郎様御家老井上権兵衛・野中伊右衛門其外御役人、此方より水野宗右衛門・粟生新助始御役人、
於御馳走所出會、御城請取渡之儀申合候事、

同九日

一 御城御引渡之上使井戸三十郎様・徳永八左衛門様、亀山江御着之事、

同十一日

一 卯刻御城請取相済、前以申合候通、所々御番所等相定請取、直ニ御番所相勤候事、

一 上使江御馳走之儀、其外之事共、御所替一卷帳面ニ委細記有之事、

亀山・鳥羽 申合覚帳 (明治大学博物館所蔵「板倉家文書」)

一 鳥羽ニ而 上使様方御着之節、為御迎此方年寄共峠之門迄罷出、新十郎様御年寄衆は町之中迄御出候事、

一 亀山ニ而 上使様方御着之節、新十郎様御老衆は江戸口迄御迎ニ御出之由、此方之老共は町之中迄出申候事、

引渡=請取当日の触 (『三重県史』資料編 近世3下)

郡奉行郷方寺社兼竹立作太大夫／町奉行町方寺社兼鈴木甚右衛門／舟奉行・吟味役
右役人町在々之者為心得書付相廻之候、用事等於有之は可申来也、

六月十一日

一 鳥羽御城地当十一日御引渡相済候、公儀御法度之趣堅可相守、尤役人巡見之上、諸事可申候得共、其内御
先代御法式之通相背申間敷候事、(略)

一 先御代追放之者一夜之宿も仕間敷事、(略)

右条々町在々ニ写置、急度可相守、此書付庄屋名主五人組名印仕、御触留より可相返者也、

宝永七年寅六月十一日

竹立作太大夫

鈴木甚右衛門

3 享保二年の三方領知替

『徳川実紀』 (有徳院殿御実紀 卷五 享保二年一二月朔日条)

この日松平和泉守乗邑は丹後国亀山より淀に転封す。淀は皇京擁護の要地なれば、光慈幼年にして知るべきにあらず。故にこたびかへ下さるゝにより。何事も心用ゆべきよし面命あり。板倉近江守重治は鳥羽より亀山にうつさる。

譜局叢書 (六 戸田家文書、『三重県史』資料編 近世2所収No.238)

〔「上使尋書」のモデル〕

一 蒔田讃岐守様・竹中彦八郎様ニ而御渡被成候御尋書、并御答申上候書付、左之通、

覚

一 城絵図式枚可被差出事、

一 城付武具并城米有之候ハ、書付可被差出事、

一 城中番所入替り人数并武具員数書付可被差出事、

一 城引渡惣人数之名書付可被差出事、

一 侍屋敷并足軽屋敷数書付可被差出事、

一 城下人別町数家数書付可被差出事、

一 御関所有之口留番所有之哉之事、

一船着并哉事、
 一御朱印地寺社書付可被差出事、
 一御預り人無之哉事、
 一切支丹類族無之哉事、
 一鳥羽三年物成平均并浮所務有之哉、書付可被差出事、
 一我等共鳥羽旅宿、兩人程近罷在度候、侍屋敷ニても町屋ニても、勝手次第御申付可有之候、尤普請は不及申、晝表替等も無用之事、
 右之通可被相心得候、已上
 二月十一日

蒔田讃岐守
竹中彦八郎

4 延享元年の交換転封 —最後の転封—

御治世以後御加増所替記 (国立公文書館(旧内閣文庫)所蔵)

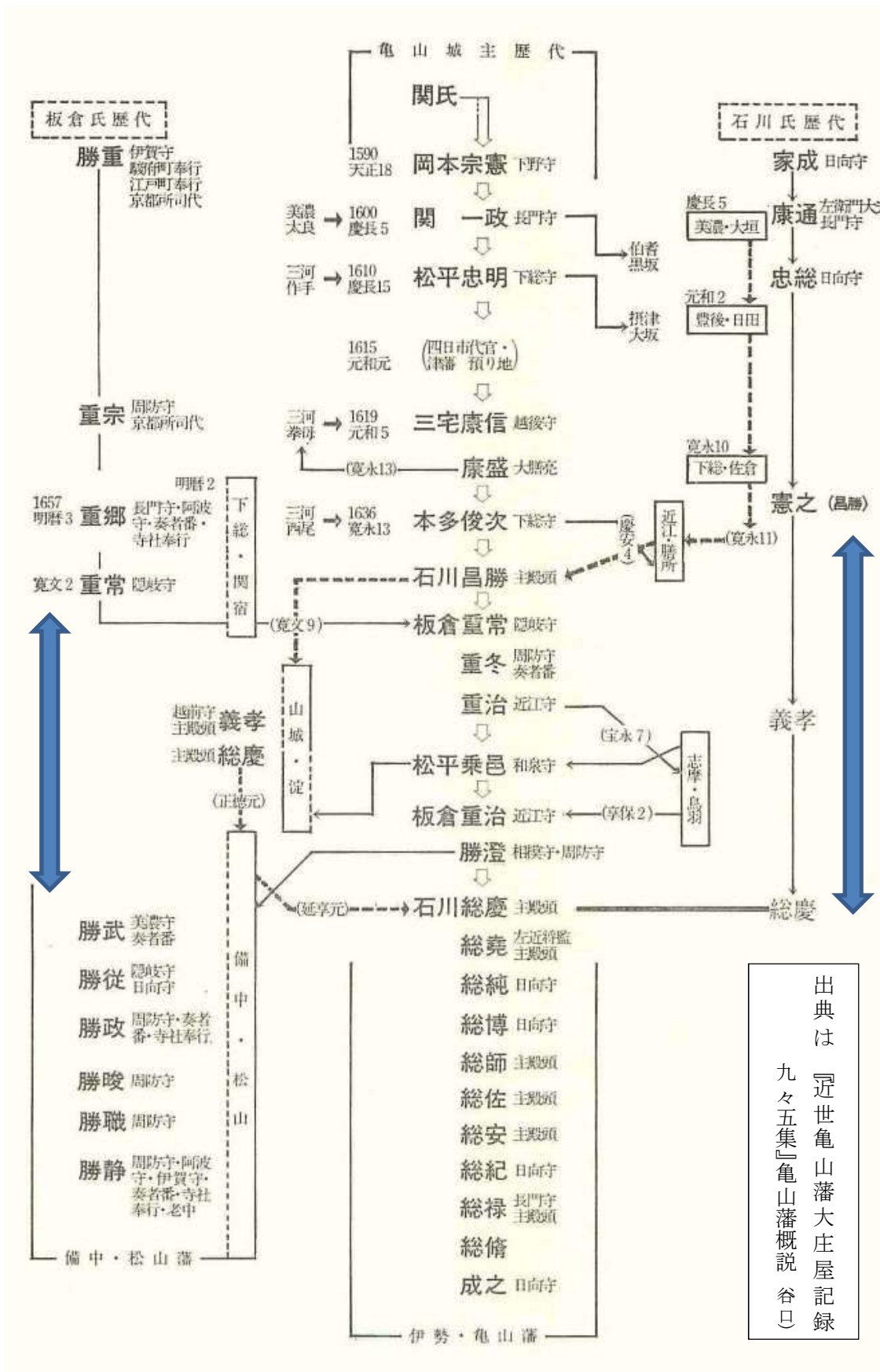
(勝澄の) 長病ニ付、在所場所柄之事故、所替被 仰付之、 [領分の特性]
 「ある種の領分」と表現してきた亀山にとって、最後の転封は三度目の交換転封であった。その意味をどう理解するか。結局のところ、去来した大名諸家中は一時的な通過者であり、個々の家中にとっての城地は単なる任地に過ぎなかった——少なくとも延享元年に行われた最後の転封までは、ということになるだろう。換言すれば、ほぼ一世紀の間、亀山に入り、亀山を領知し、そして亀山から出ていった大名家中は、幕藩体制の確立期はもとより、それ以後も日常的に転任を予定された「転封の家」ともいべき「ある種の大名家」であった。ここにたび重なる領主の交代を経験した亀山の特殊性と、同時に一つの城地に安住することを許されなかった譜代大名——中小規模の——の置かれた立場がかいま見るといえるであろう(前掲拙稿および「最後の転封—伊勢亀山藩の場合—」<三重県史研究3>)。

5 転封のプロセス—申渡から完了の注進まで—

城主の参府要請 (在国の場合) → 参府 (届) → 登城要請 (老中召文) → 登城 → 申渡 (面命) → 上使の任命
 → 將軍・御三家・御台所 etc.への献上儀礼 → 国許へ伝達 → 家中登城 → 御歡帳記帳 ⇒ 転封実務の始まり
 [家中事項] 諸役の任命 (引渡・請取家老/同役人/各種奉行 etc.) → 諸般の処理
 [相手家中事項] 定日の決定/諸事問合/家中引越の打合せ/相手町郷の情報収集 etc.
 [上使事項] 上使尋書に対応した絵図・帳面の調製/御機嫌伺 (道中におよぶ) /接待 etc.
 [代官事項] 郷村諸書物 (領知の記録となる) の調製/引渡時の応接
 ↓
 上使の到着 (前々日が多い) → 内見分 (前日) → 内渡 (前日) → 請取渡 (引渡と請取=転封のクライマックスでありながら行政転封のほとんどはセレモニーである) → 上使出立 (即日) → 老中への注進/諸方へ伝達
 [家中の引移事項] いわゆる引越で家屋敷や奉公人の処理/引越荷物運送の手当/引越手当の支給/家族を含めた道中の組分けと宿割り/移封先の屋敷割り etc.切実かつ煩雑な処理事項が多い

おわりに—領知の継続—

大名家中が封 (封土=領地・領分) を転じる場合、領分 (の人びと) にとっては、領主の交替がもたらす施策 (民政、法と裁判と徴税、近世では「領知」といわれた) の違いがあれば、領分の民にとって深刻な事態となる。逆に、前後の領知に継続性が認められるとすれば、それを可能とした引き継ぎのシステムがあったはず。家中間の情報交換とは別に (亀山藩の) 大庄屋記録『九々五集』は、大庄屋が移封・入封両家中による領知の継続に寄与したことを示している。*

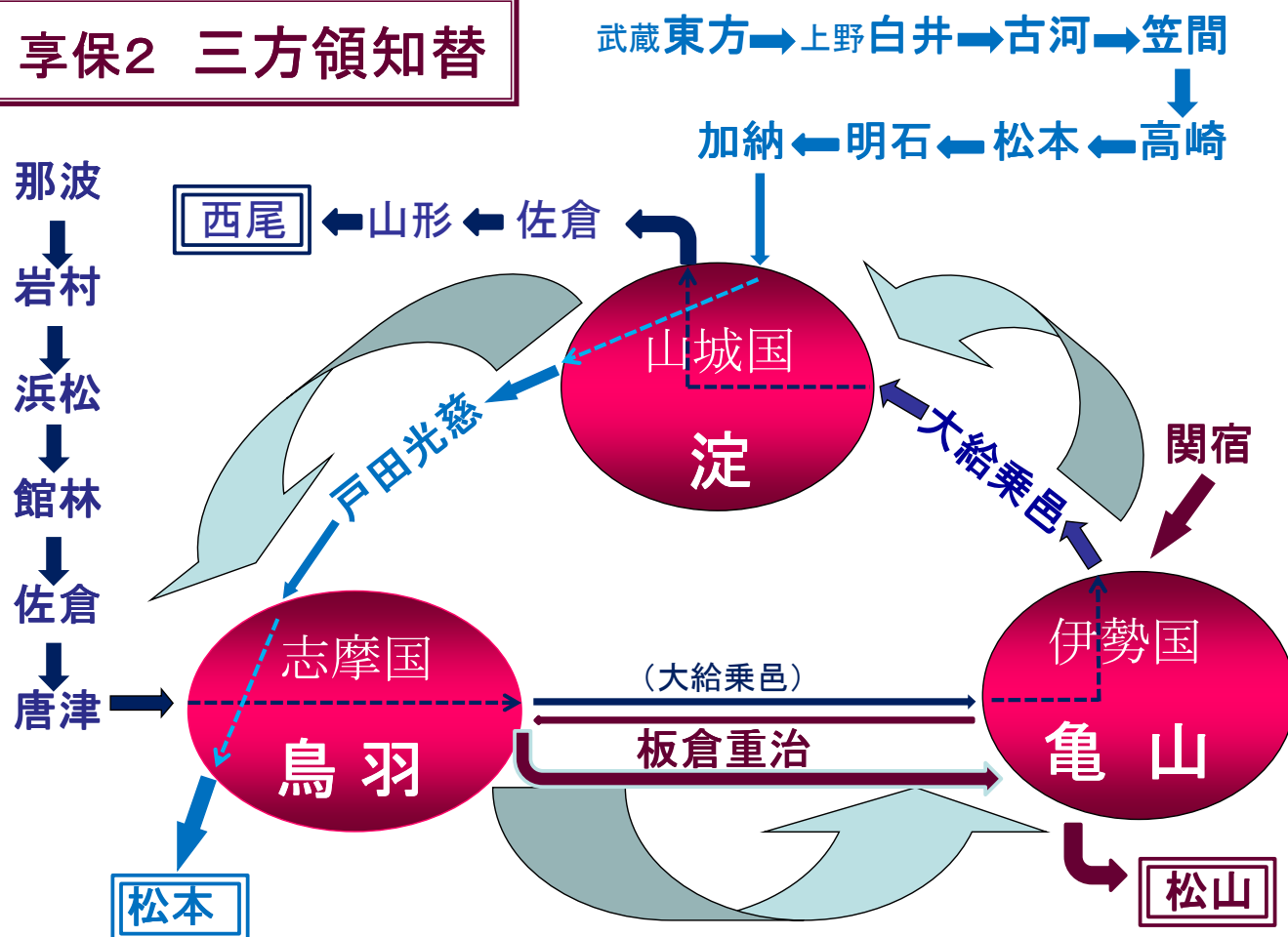


*その編者打田権四郎は、本多俊次時代の先例を石川家中に伝え、板倉家中へも領知の諮問に応じたばかりでなく、宝永七年の交換転封で鳥羽から龜山に入った松平乗邑とも文書の借覧という形で地方の情報を伝えていた。これは入れ代わる家中間の引継とあわせて、小庄屋を束ねる大庄屋が家中の領知の継続性に大きく関わっていたことを示している。つまり家中の郡奉行などの地方役人とつながる大庄屋のもとに自

律的な庶民社会が形成されており、町在の人びとにとって転封の影響は意外と少なかったといつてよい。

この点では、大名家中が転封を青天の霹靂^{へきれき}（文政六年の奥平家文書、亀山ではなく桑名藩）と捉え、引越しに備えて忙殺される数か月に直面する事態とは大きく異なっていた（『三重県史』通史編近世1所収拙稿）。

享保2 三方領知替



講師プロフィール

1944年福岡県生まれ 三重県立亀山高等学校卒 京都大学法学部卒・同大学院法学研究科修了

名城大学法学部助教授・教授を経て2017年同名誉教授

講演関連の論著

『藩法集 12 続諸藩』（共著、昭50創文社）／『近世亀山藩大庄屋記録 九々五集』（共著、昭和61亀山市教育委員会）／『三重県史資料編 近世2』（共著、平15三重県）etc.

「転封考 史料編 石川家史料 加藤家文書」（単著、以下同じ、昭54名城法学）／「最後の転封—伊勢国亀山藩の場合—」（昭62三重県史研究3）／「板倉家の法令—家法と（亀山藩）領知の法—」（平3名城法学）／「近世の家産官僚—譜代大名の転封を素材として—」（平4名城法学）／「大名の領知と家産—城邑の引渡を中心に—」（平5名城法学）／「近世の領知法と家産官僚—転封史料を素材として—」（平7名城法学）／「転封考 史料編 松平乗邑文書（一～六）」（平8～10名城法学）／「亀山拾冊—松平乗邑の足跡—」（平11三重の古文化82）／「持ち歩かれた法—大給松平家の場合—」（共著、平19『大名権力の法と裁判』所収）／「寛文期における地域社会と幕府評定所」（単著、以下同じ、平20三重県史研究23）／「転封考 史料編 問合書」（平21名城法学）／「転封の世紀-作法の形成-」（平22、名城法学）etc.